

小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 3 2 号

小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する条例及び小牧市の議会の議員
及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例

（小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスター
の作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポ
スターの作成の公営に関する条例（平成 6 年小牧市条例第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

（小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する
条例の一部改正）

第 2 条 小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関
する条例（平成 2 2 年小牧市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の小牧市の議会の議員及び長の選挙におけ
る自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び第 2 条の規
定による改正後の小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成
の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告
示される小牧市の議会の議員及び長の選挙から適用し、この条例の施行
の日前にその期日を告示された小牧市の議会の議員及び長の選挙につい
ては、なお従前の例による。